

タカシマヤカード
保険のご案内

タカシマヤカードは各種損害保険が付帯されています。
詳しくは各項目のご利用条件をご覧ください。

目 次

1	海外旅行傷害保険	1
1.	補償対象となる項目・金額	1
2.	保険金のご請求手続き	3
3.	補償内容の概要	4
4.	三井住友海上アシスタンスサービス	10
5.	その他	11
2	国内旅行傷害保険	12
1.	補償対象となる項目・金額	12
2.	保険金のご請求手続き	13
3.	国内旅行傷害保険が付帯された タカシマヤカード以外のカードを お持ちの場合	13
4.	補償内容の概要	14
3	英文海外旅行傷害保険付保内容	16
4	Q&A	17
5	国際電話のかけ方	17

お問い合わせ先

保険一般のお問い合わせは

[取扱代理店] 高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社

 0120-365-008

(営10:00～17:00 ⑥日曜、年末年始)

※営業時間に変更となる場合がございます。

[引受幹事保険会社] 三井住友海上 企業営業第三部 第三課

 03-3259-3990

(営9:00～17:00 ⑥土・日曜、祝日、年末年始)

事故関係のお問い合わせは

三井住友海上「タカシマヤカード保険デスク」

 0120-336-737(無料)

(営9:15～17:00 ⑥土・日曜、祝日、年末年始)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

※保険契約上の関係者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合、保険金をお支払いできないことがあります。

1. 補償対象となる項目・金額

タカシマヤカードには「特定の旅行代金」をタカシマヤカードでお支払いいただいた場合海外旅行傷害保険が付帯されます。

■ 保険の補償を受けられる方(被保険者)
タカシマヤカード会員様、ご家族カード会員様

■ 補償項目および保険金額

補 償 項 目	保 険 金 額
傷害死亡・後遺障害(※1)	最高2,000万円
傷害治療費用(※2)	100万円
疾病治療費用(※2)	100万円
賠償責任(※2)	2,000万円
携行品(※3)(※4)	10万円(自己負担額3,000円)
救援者費用等(※4)	100万円

(※1) 疾病の場合は補償されません。

(※2) 1事故・1疾病あたりの実費に対するお支払い限度額です。

(※3) 携行品1つ(1点、1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額をお支払いいたします。

(※4) 毎年3月1日から翌年2月末日までの期間で、かつタカシマヤカード会員である期間のお支払い限度額です。

■ 「特定の旅行代金」とは

① 被保険者が参加する宿泊を伴う募集型企画旅行の代金、または予約を行い、その代金を支払った場合

宿泊を伴う募集型企画旅行とは…旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供をうけることができる運送または宿泊のサービス内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

② 公共交通乗用具

被保険者が乗客として搭乗する交通乗用具の運賃

公共交通乗用具とは…航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等のうち、当該旅行のために乗用するものをいい、航空税、空港使用料等は公共交通乗用具の料金には含まれません。

■ご利用条件と保険責任期間

ご 利 用 条 件	保 険 責 任 期 間
①日本出国以前に タカシマヤカードにより「特定の旅行代 金」を支払った場合	被保険者が海外旅行の目的をもつて住居を出発してから住居に帰着するまでの間かつ出国する日の前日0時から日本に入国した日の翌日24時まで。ただし、日本出国した日の翌日から90日間を限度とします。
②日本出国後に タカシマヤカードにより「特定の旅行代 金（公共交通乗用具のみ対象）」をは じめて支払った場合	被保険者が料金を初めてタカシマヤカードで支払ったときから住居に帰着するまでの旅行期間中かつ日本に入国した日の翌日24時まで。ただし、その料金をタカシマヤカードで支払った日の翌日から90日間を限度とします。

●会員資格が有効な期間中に上記料金を支払った場合かつ、会員資格が有効な期間中に日本を出国した場合に限ります。

●①②が重複した場合には①が優先して適用されます。

2. 保険金のご請求手続き

万一事故にあわれた場合、事故日から**30日以内**に三井住友海上までご連絡ください。

〈万一事故にあわれた場合のご連絡先〉

三井住友海上「タカシマヤカード保険デスク」

☎ 0120-336-737 (無料)

(営9:15～17:00 (休)土・日曜、祝日、年末年始)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

※原則として、ご帰国後にご連絡ください。

※国によって法律や習慣が違いますので、現地で事故のお相手等とお話をする場合には責任の有無などに関する発言はしないようご注意ください。

■ 保険金のご請求に必要な書類

ご請求になる 保険金の種類 必要書類	傷 害		傷 害 治 療 費 用 疾 病 治 療 費 用	賠 償 責 任		携 行 品	救 援 者 費 用 等
	死 亡	後 遺 障 害		対 人	対 物		
保険金請求書	●	●	●	●	●	●	●
日本の出入国日が確認できる書類(*1)	●	●	●	●	●	●	●
事故証明書(*2) (公の機関、やむをえないとき第三者のもの)	●	●	●	●	●	●	●
医師の診断書(*3)		●	●	●			
治療費の明細書および領収書(*4)			●				
示談書または念書				●	●		
損害額を立証する書類				●	●		
損傷物の修理見積書または領収書(*4)					●	●	
損害物件の写真(*4)					●	●	
購入時の価格・購入先を示す書類(*4)(*5)					●	●	
救援者費用の明細書および領収書(*4)							●
遭難発生および捜索活動証明書							●
3日以上入院証明書							●
死亡診断書または死体検案書	●						
除籍済みの戸籍謄本および印鑑証明	●						
「特定の旅行代金」をタカシマヤカード で支払ったことを証明する書類	●	●	●	●	●	●	●
その他の関係書類(*6)	●	●	●	●	●	●	●

(*1) パスポートの出入国手続が確認できる部分のコピーをご提出ください。顔認証ゲート等をご利用の場合は旅程表、航空券のeチケットの写、または、搭乗券の半券をご提出ください。

(*2) 疾病の場合は不要です。盗難事故の場合、現地警察署に届け出たうえ、警察署で発行された証明書を提出ください。

(*3) 保険金のご請求額が30万円以下の場合は原則として診断書は省略できます。

(*4) 本紙(オリジナル)をご提出ください。ただし、アシスタンスサービスをご利用になり、お客様にてお支払いされた費用が無い場合は、ご提出不要です。

(*5) 盗難等により携行品損害保険金を請求される場合には、当該携行品購入時の領収書本紙、保証書等をご提出ください。ご提出いただけない場合には、保険金をお支払いできない場合がございます。

(*6) その他、保険金請求に必要なとなる書類のことで(詳細は事故の内容に応じてご案内いたします)。

3. 補償内容の概要(1)

補償項目	傷	
	死 亡	後遺障害
お支払額	2,000万円	程度により 60万円～2,000万円
保険金をお支払いする場合	被保険者（保険の対象となる方、以下同様とします）が、責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	被保険者が、責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。
お支払いする保険金	死亡・後遺障害保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いします。 注：事前に死亡保険金受取人指定はできません（死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人になります）。 注：すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	たとえば、次のような原因により生じたケガ ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、内乱など（暴動、テロ行為は除きます）、核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故、放射線照射、放射能汚染。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転。 ⑥脳疾患、疾病または心神喪失。 ⑦妊娠、出産、早産、流産、その他の医療処置。 ⑧山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングを含みます）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を含みません）操縦（職務として操縦する場合を含みません）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を含み	

※下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否等詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。目次下「お問い合わせ先」までご確認ください。

害	補償項目
治療費用	
1事故 100万円限度	お支払い額
被保険者が、責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、医師の治療を受けられた場合。	保険金をお支払いする場合
1回のケガにつき次の費用のうち実際に支出した金額で保険会社が妥当と認めた金額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りです。また、お支払いする保険金は傷害治療費用保険金額が限度となります。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用（緊急移送費や、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます）。 ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。 ④入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし、1回のケガにつき、身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ⑤治療の結果の旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます）。 ⑥当社への保険金請求のために必要な医師の診断書費用。	お支払いする保険金
ません)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 注：スキューバダイビング中の事故によるケガは補償されます。 ⑨自動車または原動機付自転車（以下自動車等といいます）、モーターボート（水上オートバイを含みます）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます）をしている間の事故。（ただし、自動車等を用いて道路上で競技等を行っている間については、保険金をお支払いできる場合があります。） ⑩「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発生したケガ。 注：既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。	保険金をお支払いできない主な場合

3. 補償内容の概要(2)

補償項目	疾病治療費用
お支払額	1疾病 100万円限度
保険金をお支払いする場合	被保険者が ①責任期間開始後に発病した病気がもとで責任期間終了の72時間以内に医師の治療を受けられた場合(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限ります)。 ②責任期間中に感染した感染症(注)を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始した場合。 注：感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症(*)、ならびに顎口虫(がっこうちゅう)をいいます。 (*)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りま。
お支払いする保険金	1回の病気につき次の費用のうち実際に支出した金額で保険会社が妥当と認めた金額をお支払いします。ただし、初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。また、お支払いする保険金は、疾病治療費用保険金額が限度となります。 ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係の費用(緊急移送費や、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます)。 ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③入院したために、必要となったa.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費。ただし、1回の疾病につき、身の回り品購入費については5万円を限度に、また通信費、身の回り品購入費合計で20万円を限度とします。 ④治療の結果の旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費。 ⑤当社への保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 ⑥法令に基づき、公的機関により消毒を命じられた場合の消毒費用。 注：払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。
保険金をお支払いできない主な場合	たとえば、次のような原因により生じた疾病。 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ②けんか、自殺、犯罪行為。 ③戦争、内乱など(暴動、テロ行為は除きます)、核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故、放射線照射、放射能汚染。 ④他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ⑤妊娠、出産、早産、流産、およびこれらが原因の疾病。 ⑥山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)中の高山病。 ⑦歯科疾病。 ⑧「責任期間」開始前または「責任期間」終了後に発病した疾病。 ⑨傷害治療費用保険金を支払うべき傷害に起因する疾病。 注：既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による疾病が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。

※下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否等詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。目次下「お問い合わせ先」までご確認ください。

賠償責任	補償項目
1事故 2,000万円限度	お支払額
被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりあやまって他人にケガをさせたり、他人のもの(注)を破損もしくは紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合。 注：以下のものを含みます。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品(Wi-Fiルーターを含む)または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の動産(セーフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます)。 ・住居等居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)。	保険金をお支払いする場合
1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に法律上支払うべき損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 注：損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。 注：保険会社には示談代行の義務はありません。	お支払いする保険金
たとえば、次のような原因により生じた損害および賠償責任。 ①被保険者や保険金受取人の故意。 ②戦争、内乱など(暴動、テロ行為は除きます)、核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故、放射線照射、放射能汚染。 ③被保険者の親族に対する賠償責任。 ④被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任)。 ⑤航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます)の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の破損もしくは紛失について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のものはお支払いの対象となります。 - a ホテル等の宿泊施設の客室(客室内の動産ならびに客室外におけるセーフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます)に与えた損害。 - b 住居等の居住施設内の部屋および部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 - c 賃貸業者から被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害。 ⑦被保険者の所有・使用または管理する不動産に起因する賠償責任。 ⑧被保険者の心神喪失に起因する賠償責任。 ⑨被保険者またはその指図による暴行または殴打に起因する賠償責任。 ⑩汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、汚染物質の排出、流出、溢(いっ)出または漏出が不測かつ突発的なものである場合を除きます。 ⑪罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任。	保険金をお支払いできない主な場合

3. 補償内容の概要(3)

補償項目	携行品
お支払額	年間（＊） 10万円限度 (自己負担額：3,000円)
保険金をお支払する場合	責任期間中に被保険者の携行品(カメラ、カバン、衣類など)(注)が盗難・破損・火災などの偶然な事故にあつて損害を受けた場合。 注：保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する次のいずれかの身の回り品に限ります。 ①被保険者が所有する物。 ②旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物。 ただし以下の物を含みません。 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、預金証書、貯金証書、通帳、キャッシュカード、クレジットカード、稿本、設計書、図案、帳簿、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)・自動車等およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物。 P4『保険金をお支払いできない主な場合⑧』に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウインドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具。など 注：上記の身の回り品が被保険者が滞在する居住施設内にある間は、保険の対象に含まれません。なお、居住施設とは、居住施設が一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
お支払する保険金	携行品1つ(1点、1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額(注)を支払います(1回の事故につき、自己負担額3,000円が控除されます)。 注：修理費、または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいいます。運転免許証については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用(現地にて負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む)をいいます。 *減価償却率は、品物により10%～40%(1年あたり)、最大で50%を適用しております。例)2年前に5万円で購入したスーツケースの修理見積額が3万円の場合、1年あたり10%の減価償却を適用。時価額は5万円×(100%－20%)＝4万円となります。時価額4万円＞修理費3万円のため、いずれか低い方の3万円が損害額となり、お支払額は自己負担額3,000円を控除した27,000円となります。
保険金をお支払いできない主な場合	たとえば、次のような原因により生じた損害。 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ②無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転。 ③戦争、内乱など(暴動、テロ行為は除きます)、核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故、放射線照射、放射能汚染。 ④差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での銃の破壊を除きます)。 ⑤保険の対象の欠陥、自然消耗、さび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。 ⑥すり傷、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観のキズで保険の対象の本来の機能に支障をきたさない損害。 ⑦保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害を除きます。 ⑧保険の対象の紛失、置き忘れまたは置き忘れ後の盗難。 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。 ⑩旅行行程開始後に他人から借りたり、預かったりしたもの。

※下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否等詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。目次下「お問い合わせ先」までご確認ください。

救援者費用等		補償項目								
年間（＊） 100万円限度		お支払額								
被保険者が、責任期間中に ① 被ったケガを直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます）、または、3日以上続けて入院された場合。 ② 病気により死亡された場合。 ③ 発病した病気により、責任期間終了後30日以内に死亡された場合、または、発病した病気により、3日以上続けて入院された場合（注）。 ④ 搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合。 ⑤ 事故により被保険者の生死が確認できない場合（ただし、被保険者の無事の確認ができた後に発生した費用は対象になりません）。または、事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。 注：責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。		保険金をお支払いする場合								
被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額を、お支払いします。 ① 捜索救助費用。 ② 救援者の現地までの航空運賃などの交通費。 ③ 現地およびその行程における、救援者のホテルなど宿泊施設の客室料（救援者1名につき14日分まで）。 ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤ 現地からの移送費用。 ⑥ 遺体処理費用（100万円限度）。 注：上記②から④の費用は、以下が限度額となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 <table><tr><td></td><td>②の交通費、③の客室料</td><td>④の諸雑費</td></tr><tr><td>3日から6日までの入院の場合</td><td>救援者1名分まで</td><td>5万円限度</td></tr><tr><td>7日以上入院の場合</td><td>救援者3名分まで</td><td>20万円限度</td></tr></table>				②の交通費、③の客室料	④の諸雑費	3日から6日までの入院の場合	救援者1名分まで	5万円限度	7日以上入院の場合	救援者3名分まで
	②の交通費、③の客室料	④の諸雑費								
3日から6日までの入院の場合	救援者1名分まで	5万円限度								
7日以上入院の場合	救援者3名分まで	20万円限度								
たとえば、次のような原因により生じた費用。 ① 救援対象者の故意または重大な過失。 ② 保険金受取人の故意または重大な過失。 ③ 戦争、内乱など（暴動、テロ行為は除きます）。 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故、放射線照射、放射能汚染。 ⑤ けんかや自殺（死亡された場合を除きます）、犯罪行為を行うこと。 ⑥ むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの。 ⑦ 妊娠、出産、早産または流産、これらが原因の病気による入院。 ⑧ 歯科疾病による入院。 ⑨ 無資格運転、酒気帯び運転中の事故による入院。麻薬等を使用しての運転による事故。 ⑩ 「責任期間」開始前から発病していた疾病を原因とする入院。 ⑪ 以下の危険な運動等を行っている間の事故（死亡事故ではお支払できる場合があります）。山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（グライダーおよび飛行船を含みません）操縦（職務として操縦する場合を含みません）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機を含みません）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。		保険金をお支払いできない主な場合								

（＊）毎年3月1日から翌年2月末日までの期間で、かつタカシマヤカード会員である期間を指します。

4.「三井住友海上アシスタンスサービス」についてのご案内

1. 三井住友海上アシスタンスサービス*について

〈年中無休・24時間・日本語受付〉

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、次ページの各センターへお電話ください。サービス対象地域は日本国外です。なお、カード会員様(本会員様、家族会員様)以外のご家族の方は、アシスタンスサービスはご利用できません。ご利用際にはご利用される方のタカシマヤカードをご用意いただき「特定の旅行代金」(P.2ご参照)をタカシマヤカードで支払ったことをお伝えください。

※「三井住友海上アシスタンスサービス」は、国際的なアシスタンス専門会社である「AXAアシスタンス社」「プレステージ・インターナショナル社」等と提携して実施しております。

2. サービスの内容

(1) ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

医師・医療施設の紹介・案内、医療費キャッシュレスサービス、患者の医療施設への移送、患者の本国への移送、現地での医師の緊急派遣、通訳の紹介・手配

(2) ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

現地でのご遺体の埋葬、ご遺体の本国への移送

(3) その他のアシスタンス

救援者の渡航・宿泊手配・遭難された場合の捜索・救助

(4) 法律上のアシスタンス

弁護士の紹介・手配 など

3. サービスの費用について

- アシスタンスサービスの費用は、タカシマヤカード海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。
- サービスの費用が保険金額を超えたとき、または費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様にお支払いできない費用およびその費用に対するアシスタンス会社の手数料は自己負担していただきます。
- いわゆる「持病」「既往症」等ご旅行出発前に発生している病気等、ご契約内容に基づき、お支払い対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合、戦争等の理由により安全性が確保されない地域においてはサービスの提供をお断りしております。
山岳部、離島等都市部から遠く離れた地域において、通信、交通手段が確保されない場合にはサービスの提供をお断りする場合がございます。
- 会員資格および、「特定の旅行代金」をタカシマヤカードで支払ったことを証明する書類の確認が必要となるため、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。

4. ご連絡先

お客様のご滞在地域により、右ページ(P.11)までお電話ください。

- ご連絡の際は、タカシマヤカードをお手元にご用意ください。(★はコレクトコールでおかけください。)

ご滞在地	電話番号	ご滞在地	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-833-950-0895	オーストラリア*	1-800-718-261
カナダ	1-833-907-7546	ニュージーランド	0800-64-0365
メキシコ	01-800-123-3165	イギリス	0808-23-44030
ブラジル	0800-761-0219	イタリア	800-7-89395
シンガポール	800-8110-833	オーストリア	0800-298839
インドネシア	007803-81-1-0040	ギリシャ	00-800-8113-0139
タイ	1800-011-220	スイス	0800-89-5961
フィリピン	1-800-1-8110328	スペイン*	9009681-92
ベトナム	120-81-047	チェコ	800-144-035
中国携帯(全土)	4001-203741	デンマーク	8025-4544
香港	800-90-0364	ドイツ	0800-1-80-2244
台湾	00801-81-2778	フランス	0800-90-8506
韓国	00798-81-1-0833	ロシア	8-800-301-8863
全世界(上記電話がご利用いただけない場合)			050-3820-3992

*オーストラリア：クリスマス島、ココス・キーリング諸島は提供外

*スペイン：スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は提供外

※滞在の国・地域によっては無料電話に対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用にならない場合や、ホテル等客室の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタル等した携帯電話から無料電話にご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料およびサービス料、利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。こちらには最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更等ややむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

5. その他

■海外旅行傷害保険が付帯されたタカシマヤカード以外のカードをお持ちの場合

他の契約の種類 補償項目	他の個人クレジット カード付帯保険	他の法人クレジット カード*付帯保険	任意加入の 海外旅行保険
傷害死亡・ 後遺障害	複数のカード付帯保険のうち、最も高い保険金額を上限にお支払いします。	各保険のお支払い金額の合計がお受け取り金額となります。ただし、法人クレジットカードの種類によっては異なる場合がありますので、詳しくは各カード会社までお問い合わせください。	
上記以外の 補償項目	各種保険金(治療費用・携行品損害等)は、各保険金額の合計を限度として、その範囲内で実際の損害額をお支払いします。ただし、携行品1点1対あたり10万円(乗車券等は5万円)の限度額は合計されません。		

※申込人が法人、団体または個人事業主であって、カード利用代金の決済が法人等によって行われるもの、またはカード利用代金の支払い債務が法人等によって保証されているものをいいます。

お願い

保険金のご請求に際して、海外旅行傷害保険付帯のクレジットカードを複数お持ち(また、任意加入の海外旅行保険にご加入)の場合は、必ず保険金請求書にその旨をご記入いただきますようお願い申し上げます。

1. 補償対象となる項目・金額

「特定の旅行代金」を旅行前にタカシマヤカードでお支払いいただくことにより、国内旅行傷害保険が付帯されます。ご利用条件(カードでお支払いいただく「特定の旅行代金」)により、補償対象期間は異なります。

■ 保険の補償を受けられる方(被保険者)

タカシマヤカード会員様、ご家族カード会員様

■ 補償項目および保険金額

補 償 項 目	保 険 金 額
傷害死亡・後遺障害(*1)	最高 1,000万円
入院保険金日額(*1)(*2)(*3)	1,500円
通院保険金日額(*1)(*2)(*4)	1,000円

(*1) 疾病の場合は補償されません。

(*2) 事故日から起算して8日目以降なお入院または通院している場合に限って、入院または通院の1日目から保険金が支払われます。

(*3) 事故日からその日を含めて180日がお支払い限度となります。また、入院保険金が支払われる場合、その治療のための所定の手術を受けますと手術保険金も支払われます(「所定の手術」については目次下「お問い合わせ先」までご照会ください。お支払いする保険金は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります)。

(*4) 事故日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日間がお支払い限度となります。

■ ご利用条件と補償対象期間

ご利用条件(カードでお支払いいただく特定の旅行代金)	補 償 対 象 期 間
「募集型企画旅行」 宿泊を伴う募集型企画旅行で、かつ、カード会員がその料金をタカシマヤカードにより支払った場合。	被保険者が募集型企画旅行に参加(集合場所から解散場所まで)している間。
「公共交通乗用具」(*5) ・被保険者が公共交通乗用具(*5)に搭乗する以前に、カード会員がその料金をタカシマヤカードにより支払った場合。 ・カード会員がカード会社を通じて予約を行い、かつ、その料金をタカシマヤカードにより支払った場合。	被保険者がその公共交通乗用具に乘客として搭乗している間。
「宿泊施設」 ・カード会員が、カード加盟店で、ノークーポンシステム(*6)を利用して予約を行った宿泊施設。 ・カード会員が、カード加盟店で、ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつ、被保険者が当該宿泊施設にチェック・インする以前に、その料金をタカシマヤカードにより支払った宿泊施設。 ・カード会員が、カード会社を通じて、ノークーポンシステムによらず予約を行い、かつ、その料金をタカシマヤカードにより支払った宿泊施設。	被保険者が左記に掲げる宿泊施設(旅館・ホテル等)に宿泊客として滞在している間 (ただし、火災または破裂・爆発による傷害に限ります)。

(*5) 公共交通乗用具…航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等のうち、当該旅行のために乗用するものをいい、航空税、空港使用料等は公共交通乗用具の料金には含まれません。

(*6) ノークーポンシステム…カード加盟店である旅行業社にカード会員であることおよびあらかじめ当該カードで宿泊施設の料金をクレジット決済することを告知して、ホテル・旅館などの宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。

2. 保険金のご請求手続き

万一事故にあわれた場合、事故日から**30日以内**に三井住友海上までご連絡ください。

■ 保険金のご請求に必要な書類

ご請求になる 保険金の種類 必要書類	傷 害		
	死 亡	後 遺 障 害	入 院 ・ 通 院
保険金請求書	●	●	●
事故証明書 (公の機関、やむをえないとき第三者のもの)	●	●	●
医師の診断書(*1)		● (*2)	●
死亡診断書または死体検案書	●		
被保険者の戸籍謄本	●		
「特定の旅行代金」を タカシマヤカードで支払ったことを証明 する書類	●	●	●
その他の関係書類(*3)	●	●	●

(*1) 保険金のご請求額が30万円以下の場合は、「診療状況申告書」に記入いただくことにより省略できます。

(*2) 日本の医師の発行したものです。

(*3) その他、保険金請求に必要なとなる書類のことです(たとえば、他の旅行保険付帯のカードをお持ちの方はそのカードのコピーが必要となります)。

3. 国内旅行傷害保険が付帯されたタカシマヤカード以外のカードをお持ちの場合

保険金は、各保険のうち最も高い保険金額がお支払い限度額となり、各カードの保険金額に応じて按分して支払われます。

お願い

保険金のご請求に際して、国内旅行傷害保険付帯のクレジットカードを複数お持ち(また、任意加入の国内旅行傷害保険にご加入)の場合は、必ず保険金請求書にその旨をご記入いただきますようお願い申し上げます。

4. 補償内容の概要

補償項目	傷		
	死 亡	後遺障害	入 院
お支払額	1,000万円	程度により 30万円～ 1,000万円	1日につき 1,500円
保険金をお支払いする場合	被保険者(保険の対象となる方、以下同様とします)が日本国内において補償対象期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	被保険者が日本国内において補償対象期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	被保険者が日本国内において補償対象期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故日から起算して8日目以降もお入院している場合。
お支払いする保険金	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 注:すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。	入院(入院に準じた状態を含みます)の日数に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を限度とします。また、入院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
保険金をお支払いできない主な場合	・被保険者または保険金受取人の故意によるケガ。 ・けんか・自殺・犯罪行為を行うことによるケガ。 ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ。 ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ。 ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)によるケガ。 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。 ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(テロ行為を除きます)。 ・核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故、放射線照射、放射能汚染。 ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リウージュ、ボブスレー、ハンググライダーなどの危険な運動中のケガ。 ・自動車等の乗用具による競技または試運転等を行っている間のケガ。 ・他覚症状のないむちうち症および腰痛。など		

※下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否等詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。目次下「お問い合わせ先」までご確認ください。

害		補償項目
手術	通院	
種類により 15,000円～60,000円	1日につき 1,000円	お支払額
被保険者が日本国内において補償対象期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、左記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合。	被保険者が日本国内において補償対象期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故日から起算して8日目を降もなお通院（往診を含みます）している場合。	保険金をお支払いする場合
手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします（1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回を対象とします。ただし、2つ以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率の手術を対象とします）。	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日間を限度とします。 注：入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	お支払いする保険金
		保険金をお支払いできない主な場合

タカシマヤカードで旅行前に「特定の旅行代金」をお支払いの場合にご利用ください。

(P.2 ご利用条件と保険責任期間をご参照ください)

海外旅行の旅行先で提示を求められた際にご利用ください。

ご利用の際にはタカシマヤカードとあわせてご提示ください。

Certificate of Overseas Travel Accident Insurance

TAKASHIMAYA CARD

Insurer : Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd.
11-1,Kandasurugadai3-chome,Chiyoda-ku,
Tokyo101-8011,Japan

Insured : TAKASHIMAYA CARD member

Insured No. : TAKASHIMAYA CARD No.

Period of Insurance : From the time that you leave your home for the purpose of an overseas trip until the time that you return to your home. However,the period of insurance shall be from 0:00am on the day before you depart Japan until 12:00 midnight on the next day of returning to Japan. Moreover,this shall terminate at 12:00 midnight on the next day 90 days after you left Japan.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
	SPECIFIC TRAVEL EXPENSES IN TAKASHIMAYA CARD
INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY	¥20,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥1,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥1,000,000
PERSONAL LIABILITY	¥20,000,000
BAGGAGE (DEDUCTBLE ¥3,000)	¥100,000
RESCUER' S EXPENSES	¥1,000,000

We certify "TAKASHIMAYA CARD TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us stated above while you are a TAKASHIMAYA CARD member.

Mitsui Sumitomo Insurance Co.,Ltd.

※被保険者(補償を受けられる方)の氏名が記載された「英文付保証明書」をご希望の場合は、下記へ出発の2週間前までにご用命ください。

※英文付保証明が必要な場合(国・地域等)は旅行会社等へご確認ください。

三井住友海上「タカシマヤカード保険デスク」

☎ 0120-336-737(無料)

(営9:15~17:00 休土・日曜、祝日、年末年始)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

＜海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険 共通＞

Q 家族全員補償されますか？

A 対象となる方は、タカシマヤカードの本会員様、家族会員様になります。

＜海外旅行傷害保険＞

Q 【疾病治療費用】旅行前に治療している病気が旅行中に悪化した場合は対象となりますか？

A 対象外です。旅行中に治療を開始したものが対象となります。

Q 【疾病治療費用】旅行中に具合が悪くなり、帰国後に治療を受けた場合は対象になりますか？

A 責任期間終了の72時間後までに医師の治療を受けられた場合に限りです。

Q 【疾病治療費用】海外で新型コロナウイルスに罹患した場合は対象となりますか？

A 疾病治療費用の対象となります。ただし、責任期間終了後の72時間後までに医師の治療を受けられた場合に限りです。

Q 【賠償責任】空港でレンタルしたWi-Fiルーターは対象となりますか？

A はい、レンタル業者より直接借用した旅行用品は対象になります。

Q 【携行品】ホテルのロビーにカメラを置き忘れたため、戻ったら盗難されていた場合は対象になりますか？

A いいえ、紛失や置き忘れを原因とする損害は対象外です。

Q 【携行品】航空会社に預けたスーツケースが破損していた場合は対象になりますか？

A はい、対象になります。修理代、または購入費から減価償却をした時価額のいずれか低い方から自己負担額(3,000円)を控除した金額をお支払いいたします。

＜コレクトコールのかけ方＞

①現地の電話会社を呼び出し、P11記載のアシスタンスサービスの電話番号を伝え、コレクトコールの接続を依頼してください。

接続が難しいときは、固定電話か公衆電話にて、KDDIジャパンダイレクト(フリーダイヤル)をダイヤルし、KDDIのオペレーターが出た後、日本のセンターのコレクトコール電話番号(81-18-888-9998)を伝えますと、アシスタンスサービスのオペレーターにつながります。なお、公衆電話ご利用の際、最初にコインを入れてからダイヤルしてください。また、KDDIジャパンダイレクトの番号は国により異なります。KDDIのホームページでご確認ください。

<http://www.001.kddi.com/lineup/with-operator/>

＜ご注意事項＞

※ホテル客室からご利用の場合は手数料などがかかる場合があります。

※国、地域によっては公衆電話やホテル客室、携帯電話からご利用いただけない場合があります。

※海外で携帯電話からご利用の場合は、携帯電話料金がかかる場合があります。



※記載のサービス内容は2023年5月のものです。

サービス内容は予告なしに変更される場合がありますのでご了承ください。

TC2305(0) TPP